

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、介護保険施設等が新たに住所地特例の対象とされ、重度心身障害者医療費においても障害者支援施設と同じ住所地特例を適用することとなる。

このため、令和5年4月1日以降の介護保険施設等の入所者の重度心身障害者医療費は、入所前の住所地の自治体の負担となる。

2 改正の概要

(1) 第3条第1項関係（対象者）

重度心身障害者医療費の支給対象者に住所地特例の対象となる介護保険施設等の入所者を追加する。

(2) 第3条第2項関係（対象者）

他の医療費助成を受けている者は、重度心身障害者医療費の支給対象としない規定を明記する。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、改正後の第3条第1項の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。